

会員規約

(名称)

第1条 当法人は、内閣府認証【府国生第852号】特定非営利活動法人 日本カウンセリング文化普及協会という。

(会員の構成)

第2条 この協会の会員は、次の2種類から構成される。

1. 正会員：協会の趣旨に賛同し入会したカウンセラー（他団体より心理カウンセラーとして認定を受けた者）
またはカウンセリングを当協会学ぶ者
2. 準会員：協会の趣旨に賛同する者

(入会および会費)

第3条 入会を希望するものは所定の入会申込書を提出し、以下に定める入会金及び年会費を納入すること。

一度納入した入会金および会費は理由のいかんに関わらず返却しないものとする。

事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし初年度期日は入会日より翌年の3月31日までとする。

入会金 10,000円

年会費 【正会員】 12,000円

【準会員】 6,000円

(退会)

第4条 退会を希望するものは所定の退会届を提出し、協会が受理した場合にこれを認める。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は次の各項の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 所定の会費を期日より3ヶ月以上滞納した場合
2. 会員としてふさわしくないとと思われる行動をとった場合
3. 規約に違反した場合
4. 会員として不適当と判断した場合
5. 本人が死亡した場合

(会員の義務)

第6条 会員は次の各項に定める義務を果たさなければならない。

1. 協会の名前を使用し、講師として講義・講演等を行う場合は事前に協会に申し出をし許可を得てから行い、事後報告を必ず行うこと。
また初回に限り、事前に実技等の面接を行うものとする。

2. 協会の活動を通じて知り得た情報は守秘するものとする。
3. 協会で出版する出版物一切の著作権は協会に属する。
ただし、個人で出版する場合、個人の著作権とし、協会の名を使用する場合は必ず承認を得ること。

(会員の特典)

第7条 会員は会員の種別によりそれぞれ以下に定める特典を受けることができる。

- 【正会員】
1. 協会の主催する講座の受講（1回 3,000円）
 2. 会員本人がカウンセリングを受ける場合の料金は **50%OFF**
 3. 協会の主催する勉強会・研修会の参加
 4. 協会の主催するイベントの参加
 5. 会報の発行
 6. メールマガジンの配信
- 【準会員】
1. 協会の主催する講座の受講（1回 6,000円、3回まで）
 2. 会員本人がカウンセリングを受ける場合の料金は **20%OFF**
 3. 協会の主催するイベントの参加
 4. 会報の発行
 5. メールマガジンの配信

(個人情報)

第8条 個人情報の保護に関する法律に基づき、会員の皆様からいただいた個人情報は協会の業務に必要な範囲内においてのみ使用し、協会以外には公開しないものとする。

(規約の改正)

第9条 この規約は役員会の2/3以上の承認をもって改正することができる。

(附則)

この会員規約は、2009年6月21日から実施する。

2009年 7月30日 改訂
2009年11月30日 改訂